

## 免許申請記載要領

## 無線局免許(再免許)申請書

提出日又は投函日

令和 7年 〇月 〇日

四国総合通信局長 殿

収入印紙を貼付

収入印紙貼付欄 (注2)

50W以下 4,300円

50Wを超えるもの 8,100円

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

~~□ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。~~

~~□ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。(注3)~~

記(注4)

## 1 申請者(注5)

住所	都道府県-市町村コード [ ] 〒( 790 - 8795 ) 愛媛県松山市味酒町2-14-4
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ 電波 太郎
法人番号	押印不要

## 2 電波法第5条に規定する欠格事由(注6)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分履歴(同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

## 3 免許又は再免許に関する事項(注7)

処分歴の有無にチェック

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 識別信号	
③ 免許番号	
④ 免許年月日	最大の5年間を希望する場合
⑤ 希望する免許の有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> _____ まで(5年未満を希望)
⑥ 備考	

## 4 電波利用料(注8)

## ①電波利用料の前納(注9)

毎年納付する場合は、「無」にチェック。  
一括で納付する場合は「有」にチェックし、  
希望する「前納に係る期間」をチェック。

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) <input type="checkbox"/> その他( _____ 年)

## ② 電波利用料納入告知先(法人の場合に限る)(注10)

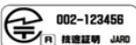
~~□1の欄と同一のため記載を省略します。~~

住所	都道府県-市町村コード [ ] 〒( - )
部署名	フリガナ

## 5 申請の内容に関する連絡先

平日の日中に連絡が付きやすい番号を  
ご記入願います。

所属、氏名	
電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	四A第 _____ 号 <b>記入不要</b>
2 申請 (届出) の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <b>「開設」にチェック</b>
3 個人/社団(クラブ)の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 社団(クラブ)
4 住所	都道府県-市町村コード [ _____ ]
	〒( <b>090 - 8795</b> ) <b>愛媛県松山市味酒町2-14-4</b>
	電話番号 <b>090-0000-0000</b> <b>外国籍の方のみ記入</b> 国籍 [ _____ ]
5 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ <b>デンパ タロウ</b> <b>電波 太郎</b>
6 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 予備免許を受けた日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 日付指定 : _____
7 無線従事者免許証の番号	<b>G0000000</b> <b>無線従事者証 (写真付き) に記載された番号を記入。</b>
	<input type="checkbox"/> 無線従事者 同時申請の資格
	<input type="checkbox"/> 免許同時申請 国家試験受験番号 修了証明書の番号
8 無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項
9 呼出符号	<b>記入不要</b>
10 無線設備の設置場所 又は常置場所	住所 都道府県-市町村コード [ _____ ]
	<b>「4住所」欄と同じであれば省略可能</b> <b>50W以下は移動する局</b>
11 移動範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 移動する (陸上、海上及び上空) <input type="checkbox"/> 移動しない
12 電波の型式並びに希望する 周波数及び空中線電力	<input checked="" type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力
13 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 4・5 <b>チェック</b> <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15
14 備考	<input type="checkbox"/> 現にアマチュア局を開設している。(免許番号:四A第 _____ 号、呼出符号: _____ )
	<input type="checkbox"/> 旧コールサイン(過去に開設していたアマチュア局の呼出符号)を希望する。 (旧コールサイン: _____ )
	<input type="checkbox"/> 無線局免許状の窓口での受取りを希望する。
15 第1	変更の種別 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <b>記入不要</b>
	適合表示無線設備の番号 <b>002-000000</b>
	発射可能な電波の型式及   <b>無線機に貼られたシールの技術基準適合証明番号、工事設計認証番号(例:「002-000000」「02KN000」等)を記入してください。*技適機の場合は、その他の項目は記入不要です。</b>
工事設計 第2 送信機	変更の種別 <input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更
	適合表示無線設備の番号
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲 <b>F3E J3E 144MHz 帯 F3E J3E 430MHz 帯</b>
	変調方式コード <b>FM (リアクタンス変調)、SSB</b>
	終段管 名称個数 _____ 電圧 _____ <b>2SC0000/2個 13.8V</b>
定格出力(W) <b>10W</b>	
送信空中線の型式	<b>移動する局の場合は記入不要</b> <b>26.175MHz以下の周波数で空中線電力が10Wを超える場合に必要。詳細は次のページ②をご確認ください。</b>
周波数測定装置の有無	周波数測定装置 <input type="checkbox"/> 有
	施行規則第11条の3第7号の装置 <input type="checkbox"/> 有
添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図 <b>技適機種のみ使う場合は記入不要</b>
その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。 <b>必ずチェック</b>

技術基準適合証明機器等以外の場合は、すべての項目を記入してください

「旧スプリアス規格」の無線設備又は技術基準適合証明機器等以外の無線設備を使用される場合は、保証実施者の基本保証を受けてから申請していただく必要があります。詳細は次のページ①をご確認ください。

【旧コールサインを希望する場合】失効後5年を経過している場合は、過去の無線局免許状のコピーなどそのコールサインを使用していたことが分かる資料を添付してください。

※無線局免許状の送付を希望される方は、免許状を送るための返信用封筒（住所、氏名を記入し郵便切手を貼ったもの）を同封してください。窓口での受け取りを希望される方は、「無線局事項書及び工事設計書 14 備考」欄の該当する□にチェックを付けて下さい。

【「15 工事設計書」欄の記載について】

- ① 「旧スプリアス規格」の無線設備又は技術基準適合証明機器等以外の無線設備を使用される場合は、下記保証実施者の基本保証を受けてから申請していただく必要があります。保証の手続き方法に関しては、下記保証実施者にお問い合わせください。

【保証実施者】

○一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会/JARD  
〒170-8088  
東京都豊島区巣鴨 3-36-6 共同計画ビル7階  
電話：03-3910-7263

- ② 周波数測定装置は 26.175MHz 以下の周波数で空中線電力が 10Wを超える場合に必要です。
- ・送信機とは別に周波数測定装置を付ける場合は、「周波数測定装置の有無」欄の上段「周波数測定装置」の「有」にチェックしてください。
  - ・送信機に周波数測定装置が付いている場合は、下段の「有」にチェックしてください。

## I 「無線局免許(再免許)申請書」(様式の1ページ目) の記載要領

注1(略)

2(略)

3(略)

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区別	記載する欄	備考
1 免許申請の場合	1 2 3(① ② ⑤ ⑥) 4 5	
2 略	略	

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格 JISX0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載する。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄 (略)

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請(アマチュア局を除く。)の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

(3) ③の欄及び④の欄 (略)

(4) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(5) ⑥の欄は、次によること。

ア 2の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ(略)

ウ(略)

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 (略)

9 施行規則第 51 条の 10 の 6 第 3 項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

(1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1 年を単位とする期間を記載すること。

10 (略)

11 (略)

12 申請書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号の三第 3 (記載要領・四国 R070701)

## II 「無線局事項書及び工事設計書」(様式の 2 ページ目) の記載要領

注 1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 10 11 12 14 15	(注) 開設に該当する
2 以下略	略	略

2 略

3 略

4 3 の欄は、個人又は社団(クラブ)の区別により、該当する□にレ印を付けること。

5 4 の欄は、次によること。

(1) 日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)郵便番号、並びに住所(申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

6 5 の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名(公益社団法人その他これに準ずるものであって総務大臣が認めるもの場合は代表者の氏名を除く。)を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

7 6 の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条第 1 項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第 15 条の 5 第 1 項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

8 7 の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第 34 条の 8 に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団(公益社団法人その他これに準ずるものであって総務大臣が認めるものを除く。)の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。(当該社団が開設

する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14 の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。) また、無線従事規則第 46 条に基づく無線従事者の免許又は第 50 条に基づく免許証再交付の申請 別表第二号の三第 3 (記載要領) と同時に申請する場合 (社団の場合を除く。) においては□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。

9 9 の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

10 10 の欄は、次によること。

- (1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町 ○—○—○何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と 4 の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。
- (2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
- (3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

11 11 の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。

12 12 の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。また、申請者が社団の場合であつて、当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格によらず指定を希望する場合は、14 の欄に第 10 条の 2 の規定に基づく記号を「希望する周波数等の記号 ○○○」のように記載すること。

13 (略)

14 14 の欄は、次によること。

(1) 免許の申請の場合

ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から 5 年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

(2) 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法 (専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。) を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点 (無線設備の設置場所又は常置場所に限る。) 及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

ア 電波の発射の停止を確認することができること。

イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであること。

ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

- (3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

15 15 の欄は、次によること。

- (1) 2 以上の送信機を有する場合は、第 1 送信機、第 2 送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- (2) (略)
- (3) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項(同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の全部又は一部を省略する場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄にその旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
- (4) 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- (5) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器が適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
- (6) 第 15 条の 3 第 4 項(第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定の適用がある無線局の場合は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、変調方式の欄、終段管の欄及び定格出力の欄の記載を要しない。
- (7) 無線設備の機器が、免許の申請の場合において第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するものであるときはその事実を証する書面を添付すること。また、変更の申請又は届出の場合において施行規則別表第 1 号の 3 第 1 の 21 の項若しくは同表第 2 の 2 の項又は別表第 2 号第 1 項第 1 号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (8) (略)
- (9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、無線電信の場合は記載を要しない。
- (10) 終段管の欄は、終段部の真空管(半導体を含む。)の名称及び個数並びに終段陽極(これに該当するものを含む。)の電圧を記載すること。
- (11) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (12) 送信空中線の型式の欄は、移動する無線局の場合は記載を要しない。
- (13) 周波数測定装置(施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置を含む。)について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が 10W 以下の送信機のみ場合は、記載を要しない。
- (14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。ただし、第 15 条の 3 第 4 項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。また、送信機に接続する附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであ

て、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にレ印を付けることを要せず、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

- (15) その他の工事設計の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。